

## 適用拡大登録

区分	殺菌剤
農薬名	バリダシン液剤 5
種類名	バリダマイシン液剤
登録番号	第 17386 号
登録会社	住友化学株式会社
登録日	令和 8 年 2 月 19 日

## 登録内容

農薬登録申請書第 7 項を以下のとおり変更し、別紙 1 のとおりとする。

- ・作物名「こんにゃく」を追加する。
- ・作物名「チンゲンサイ」を追加する。
- ・作物名「ほうれんそう」を追加する。
- ・作物名「いちご」を追加する。
- ・作物名「茶」を追加する。
- ・作物名「セルリー」を追加する。
- ・作物名「なす」を追加する。
- ・作物名「ブロッコリー」の希釀倍数「800倍」を「500～800倍」に変更し、本剤の使用回数およびバリダマイシンを含む農薬の総使用回数「3回以内」を「4回以内」に変更する。
- ・作物名「さといも」を追加する。

## 使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」の(4)を以下のとおり変更し、別紙のとおりとする。

### 【変更前】

- (4) ばれいしょの青枯病に使用する場合、本病の多発するほ場では、登録のある土壤くん蒸剤等との併用処理をすること。

### 【変更後】

- (4) なす、ばれいしょの青枯病に使用する場合、本病の多発するほ場では、登録のある土壤くん蒸剤等との併用処理をすること。

農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」に(11)として以下を追加し、以降の項番を繰り下げ、別紙のとおりとする。

### 【追加】

- (11) こんにゃくの白絹病に使用する場合は、地際部に薬液が到達するように、ほ場全体に散布すること。

## 別紙 1

## 【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釗倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	バリタシソ を含む 農薬の 総使用回数
こんにゃく	白絹病	500 倍	1000～3000 L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内
	葉枯病 腐敗病		100～300 L/10a		4 回以内		4 回以内
チケンサイ	黒斑細菌病	1000 倍	200～400 L/10a	収穫 7 日前まで	3 回以内		3 回以内
ほうれんそう	株腐病				2 回以内		2 回以内
いちご	角斑細菌病 芽枯病	500 倍	800 倍	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内
茶	赤焼病				10 回以内		10 回以内
セルリー	軟腐病	500 倍	500～800 L/10a	収穫前日まで	4 回以内	散布	4 回以内
なす	青枯病				3 回以内		3 回以内
ブロッコリー	黒腐病 軟腐病	500～800 倍	500～800 L/10a	収穫前日まで	3 回以内	散布	3 回以内
さといも	茎腐病				3 回以内		3 回以内

## 別紙 2

## 第 8 項

- (1) ボルドー液との混用はさけること。
- (2) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
  - ① 敷布は各散布機種の散布基準に従って実施すること。
  - ② 敷布にあっては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③ 敷布中、薬液の漏れおよび詰まりのないように機体の散布配管、ノズルその他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ④ 敷布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
  - ⑤ 敷布終了後は次の事項を守ること。
    - a 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
    - b 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (3) 稲の苗立枯病に使用する場合、白絹病菌、リゾクトニア菌による苗立枯病には有効であるが、その他の菌による苗立枯病には効果が劣るので注意すること。
- (4) **なす**、**ばれいしょ**の青枯病に使用する場合、本病の多発するほ場では、登録のある土壤くん蒸剤等との併用処理をすること。
- (5) **ばれいしょ**の軟腐病に対しては効果が劣る場合があるので、他剤と輪番使用をするとより有効である。
- (6) うめ、かんきつのかいよう病に対しては効果がやや劣る場合があるので、他剤と輪番使用をするとより有効である。
- (7) 本剤をレタス、非結球レタスに使用する場合、すそ枯病の防除を主体とし、多発の腐敗病には効果が劣ることがあるので注意すること。
- (8) **だいこん**の軟腐病が多発するような条件では本剤はやや効果が劣る場合があるので、なるべく早めの散布をし、他剤との輪番使用をするとより有効である。
- (9) **ばれいしょ**の種いもに使用する場合は下記の注意を守ること。
  - ① 切断した種いもを処理する場合、切断面が乾いた後に行うこと。
  - ② 種いも散布の場合は、種いもを床などに拡げ、全体が均一にぬれるよう散布すること。
  - ③ 処理した種いもはよく風乾してから植付けること。
- (10) **ふき及びふき**（ふきのとう）に使用する場合は、種茎浸漬処理と植付後の灌注を組合せて使用すること。
- (11) **こんにゃく**の白絹病に使用する場合は、地際部に薬液が到達するように、ほ場全体に散布すること。
- (12) 本剤を本田の水稻に対して希釀倍数 300 倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を使用すること。
- (13) トマトには薬害を生じるおそれがあるので、かかるないように注意して散布すること。
- (14) きく（秀芳の力等）には薬害を生じるおそれがあるので、かかるないように注意して散布すること。
- (15) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。